

# 医療法人社団 和風会

## 梅の園訪問看護ステーション運営規定

### (運営の目的)

第1条 医療法人社団和風会が開設する医療法人社団和風会梅の園訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定老人訪問看護及び指定訪問看護ならびに指定居宅サービス、介護予防訪問看護に該当する訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護婦その他の職員（以下「看護師等」という。）が心身の病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態及び要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定老人訪問看護又は指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の予防維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養生活が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 梅の園訪問看護ステーションの事業運営に関する管理及び苦情の対応は、梅の園訪問看護ステーションの相談担当者及び管理者が一元的に行う。

### (事業の運営)

第3条 ステーションの運営にあたっては、かかりつけ医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行う。介護保険及び介護予防の対象者においては、ケアプランに基づく訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護の提供にあたっては、ステーションの看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 医療法人社団和風会 梅の園訪問看護ステーション  
所在地 東京都青梅市長淵6-483-4 ダイユーマンション1F

### (職員の種類、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 保健師1名もしくは看護師1名

管理者は、ステーションの従業者及び業務の管理監督を一元的に行い、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし、ステーションの管理上支障がない場合には、ステーションの他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。

2 訪問看護従事者

看護職員 保健師、看護師、准看護師のうち、常勤換算で2.5名以上。ただし、うち1名以上は常勤職員とする。

理学療法士等 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち、常勤換算で 2 名以上  
准看護師を除く職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は、下記に定めるものとする。

1 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）を除く。

2 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じて 24 時間体制で緊急の訪問看護を行う。

(利用時間及び利用回数)

第 7 条

1 老人保健法、健康保険法に基づく訪問看護ステーションが行う訪問看護の実施時間は、1 回につき 20 分以上 1 時間 30 分を標準とし、2 時間を超えないものとする。

ステーションが行う訪問看護の利用回数は、週 3 回を限度とする。（但し、厚生労働大臣が定める疾病等告示の患者及び急性増悪等により特別指示書を交付された利用者は除く）

2 介護予防、介護保険法に基づく訪問看護、居宅サービス計画に基づく訪問看護に係わる利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の内容)

第 8 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察・健康管理・健康増進及び予防
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常の生活の世話
- 4 裢創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 精神疾患の看護
- 9 療養生活や介護方法の指導・予防に関する指導
- 10 カテーテル等の管理
- 11 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 9 条 ステーションは、訪問看護の基本利用料として介護保険法介護予防及び健康保険法又は、老人保健法に規定する厚生労働大臣の定める基準の額の支払いを利用者から受け取るものとする。尚、当該訪問看護が法定代理受領サービスに該当する時は、その額の 1 割の額とする。

2 ステーションは、健康保険法又は老人保健法に規定する厚生労働大臣の定める訪問の場合、基本利用料の他、看護師等の訪問看護の提供が次の号に該当する場合には、その他の利用料として別表の額を利用者から受け取るものとする。

(1) 健康保険法・老人保健法における訪問の場合

- ①第6条第1項に定める営業日以外に行う訪問看護
- ②第6条第2項に定める営業時間以外に行う訪問看護
- ③第7条第1項に定める訪問看護の提供時間が2時間を超える時

(2) 介護予防、介護保険における訪問看護の場合

居宅サービス計画の変更ができない時

(3) (1) (2) に関わらず訪問看護と連続して行われる死後の処置

3 ステーションは、利用者の実費負担の利用料として、訪問看護に要する交通費（公共の交通機関を利用した場合）、おむつ等の日常生活上必要な物品の費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険適用者に係わる交通費は、利用料に含まれるものとする。

4 ステーションは、前3項に係わる利用料の支払いを受けた時には、基本利用料とその他の利用料（個別の費用毎に区分する）について記載した領収書を交付するものとする。

5 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、基本利用料及びその他の利用料の内容・金額等について説明し、その理解を得ると共に、第3項但し書きに定める交通費の受領に関しては、予め、文書による同意を得なければならないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 ステーションが訪問看護の提供を行う通常の地域は、青梅市（御岳山を除く）・あきる野市・羽村市・日の出町・福生市の区域とする。

(緊急時における対処法)

第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに、主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情への対応)

第12条 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応することとする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待防止の為、委員会を設置・開催し、従業者に対し担当者を定め、虐待の発生又は再発防止の為の相談、報告、研修体制を整備する。

(ハラスメントに関する事項)

第14条 従業者等の就業環境が害される事を防止するために、事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む

(業務継続計画 BCP の策定)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施及び早期に業務再開を図るための計画（BCP）を策定し、従業者に周知、研修、訓練を行う。

(感染症発生・まん延等の対策強化)

第 16 条 感染症の発生およびまん延防止のために、委員会を設置し、従業者周知のために研修・訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 訪問看護ステーションは、地域社会で重要な役割を担っていることを認識し、利用者及びその家族との良好な意志疎通を保持しつつ、職員の質的向上を図る為、研究、研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない。
- 3 利用者各位の訪問看護に関する書類（訪問看護指示書、訪問看護計画書、ならびに 訪問看護報告書等）は、契約終了後介護保険は 2 年間、医療保険は 5 年間、保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団和風会とステーションの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

改定 平成 14 年 4 月 1 日	改定 平成 24 年 6 月 1 日
改定 平成 16 年 10 月 1 日	改定 平成 24 年 8 月 7 日
改定 平成 18 年 4 月 1 日	改定 平成 24 年 9 月 10 日
改定 平成 19 年 10 月 19 日	改定 平成 25 年 1 月 4 日
改定 平成 21 年 4 月 10 日	改定 平成 25 年 4 月 1 日
改定 平成 21 年 10 月 9 日	改定 平成 25 年 6 月 1 日
改定 平成 21 年 11 月 6 日	改定 平成 25 年 8 月 19 日
改定 平成 22 年 3 月 1 日	改定 平成 25 年 9 月 1 日
改定 平成 22 年 3 月 29 日	改定 平成 25 年 9 月 3 日
改定 平成 22 年 5 月 1 日	改定 平成 25 年 10 月 16 日
改定 平成 22 年 5 月 7 日	改定 平成 25 年 11 月 6 日
改定 平成 22 年 7 月 23 日	改定 平成 25 年 12 月 1 日
改定 平成 22 年 7 月 31 日	改定 平成 26 年 4 月 17 日
改定 平成 22 年 8 月 31 日	改定 平成 26 年 6 月 1 日
改定 平成 22 年 10 月 21 日	改定 平成 27 年 8 月 1 日
改定 平成 22 年 12 月 10 日	改定 平成 31 年 4 月 1 日
改定 平成 23 年 1 月 1 日	改定 令和 3 年 4 月 1 日
改定 平成 23 年 2 月 1 日	
改定 平成 23 年 4 月 1 日	
改定 平成 23 年 4 月 6 日	
改定 平成 23 年 7 月 1 日	
改定 平成 24 年 1 月 1 日	
改定 平成 24 年 3 月 19 日	
改定 平成 24 年 3 月 30 日	